

第6章 一体的に推進すべき施策

6-1 持続可能な居住環境の形成に向けた取り組み

(1) 公共交通ネットワークに関する取り組み

立地適正化計画では、公共交通を軸に都市機能が集積した、歩いて出かけられる持続可能なまちづくりを推進するため、JR草津駅とJR南草津駅を中心に伸びる幹線バスを基幹的な公共交通軸とし、幹線バス、支線バスとまめバス（コミュニティバス）が有機的に連携したバスネットワークを構築するとともに、公共交通サービスの維持および向上に向けた施策を推進します。

そのため、下記に示す公共交通の方針の下、「草津市総合交通戦略」および「草津市地域公共交通網形成計画」に掲げる事業の推進を図っていきます。

■公共交通の方針

「JR草津駅、JR南草津駅の2つの核を起点とする基幹公共交通軸の形成により、利便性の高い公共交通ネットワークを構築する。」

- ・都市間移動の公共交通としては鉄道が十分に機能していることから、都市内移動の公共交通の中心であるバス交通を対象に一層利便性の高い公共交通軸の構築を目指す。
- ・バス需要の偏在があるなど地域毎の需要に対応しやすい基幹・支線バスへのバス路線再編を推進する。
- ・幹線バスから離れた地域の通勤・通学行動を支える支線バスと高齢者などの通院、買い物などの日常生活に必要な移動を支えるまめバス（コミュニティバス）を幹線バスとネットワーク化する。
- ・公共交通軸の沿線に都市機能の誘導を図るとともに、公共交通の利便性が高い地域への集住を促し、小さな拠点と拠点2駅が相互連携できる都市構造の実現を目指す。

■草津市地域公共交通網形成計画に掲げられる施策

「地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがた」を実現することを目的とする計画

分類	施策・概要等
路線再編	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線、支線バスの再編による公共交通ネットワークの構築 ・JR草津駅、JR南草津駅を拠点とするバス路線の強化 ・地域に合った支線バスへの再編
コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの活力、暮らしを支える地域の移動手段の確保
関係者の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係機関との連携による地域公共交通網の確保 ・市民の意識啓発

■草津市総合交通戦略に掲げられる施策

「歩いて出かけられるまち」を戦略的に実現していくことを目的とする計画

戦略名	施策・概要等
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・トランジットセンター※¹の整備検討 ・バスレーン、PTPS※²などバス走行環境の整備 ・連節バス導入と運行効率化に向けた取り組みなど
中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化と都市の再構築（リノベーション）に向けた交通体系の確立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中心市街地へのアクセス補助制度の取り組み ▶ レンタサイクル事業 ▶ トランジットモール※³の導入検討など
健康・低炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・健康（幸）、環境負荷の少ない質の高い交通環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自転車走行環境整備事業 ▶ パーク&ライド、サイクル&ライドの推進など
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの活力、暮らしを支える道路整備と道路空間の活用 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域幹線道路の整備・連携 ▶ 幹線道路の整備・連携
意識	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を前提としない交通手段の選択が定着する活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▶ モビリティマネジメントの実施 ▶ 徒歩、自転車、公共交通の利用促進に向けた意識啓発イベント ▶ 公共交通マップの作成 など

※¹ トランジットセンター

バス等の公共交通機関や自転車等の乗り換え拠点のこと。

※² PTPS

「Public Transportation Priority System」の略で、公共車両優先システムのこと。交通管制システムと連携して、バス優先の信号制御を行うシステム。

※³ トランジットモール

中心市街地やメインストリートなど商店街を歩行空間として整備するとともに、自動車の通行を制限し、バスなどの公共交通や自転車だけを通行させた安全な歩行空間のこと。

(2) 空き家対策

草津市では、空き家等の適切な管理により、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、総合的な空き家対策を推進します。

適切に管理がなされている空き家等については、草津市空き家等対策計画に基づき、市が各種団体とも連携し、空き家等の有効活用の支援を検討し、市場流通やリフォーム、転用などを促進します。

■空き家に関する施策

取り組み内容	概要
草津市空き家情報バンク	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の有効活用を通じて良好な住環境の確保および定住促進による地域活性化を目的に、空き家を貸したい、売りたい所有者の情報を見て、借りたい、買いたい希望者との橋渡しを行います。

(3) 公的不動産（PRE）の有効活用

本市では、高齢者の急速な増加が見込まれる中、今後、医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されています。また、今後、財政状況がより一層悪化することが懸念される中、現在の公共施設の維持更新を続けることは困難な状況になることが予測されます。

そのような背景の中、本市では、「草津市公共施設等総合管理計画（2016年（平成28年）3月）」を策定しました。同計画では、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置の推進や公的不動産を活用した不足する民間機能の誘導を進めることとしています。

従来あった公共施設の集約・再配置を推進し、未利用の状態になっているような不動産を活用してまちの拠点整備を行うことで、地域住民の雇用や賑わいを創出する場として生まれ変わり、地域の活性化にも資することが期待できます。さらに公共施設の集約等により生じる未利用地（跡地）を利用して、民間機能の誘導を行うことにより、不動産市場が拡大され、経済の活性化、税収の増加などの可能性により好循環を生み出すことにもなります。

本計画が目指すコンパクトなまちづくりの推進のためには、公的不動産を有効に活用し、都市機能の誘導を図ることが有効であることから、以下のような取り組みを進めます。

■ 公的不動産の活用に関する取り組み内容

取り組み内容	概要
都市機能誘導区域内の未利用公有地の活用	・都市機能誘導区域内の未利用公有地について、民間事業者の活用を含め、都市機能増進施設等公共施設の整備を図ります。
公共施設の複合機能化	・本市が公共施設を新たに、あるいは移転により整備するときや、増改築を行おうとするときは、既存施設の主たる目的のほか、誘導施設の機能を追加し、公共施設の複合機能化を図ります。

■ PRE事例

「(仮称) 市民総合交流センター」【草津市大路二丁目】

■ 概要

草津駅周辺には公共施設が独立して点在しているものの、それぞれの施設は老朽化が著しく、耐震補強等の改修工事が必要です。本市では、それらの公共施設の機能集積を基本とし、コミュニティ・暮らしの再構築を先導する役割を果たす「中心市街地活性化のコア施設」の立地を目指しており、新しい機能も加えた複合公共施設「(仮称) 市民総合交流センター」の整備を計画しています。

■ 期待される効果

- ・「草津市立まちづくりセンター」、「草津市社会福祉協議会」等各施設を統合することにより、これからの人口減少・高齢化に十分対応できる中心市街地活性化のコア施設として、地域における良好な環境や、地域の価値の維持・向上が期待されます。
- ・集約施設相互の集客機能が強化されて、人・モノ・情報の効果的・効率的な利用促進や賑わいと交流を生み出すことが期待されます。
- ・各施設の統合により適正な維持管理が可能となります。
- ・災害時の避難地・防災拠点となりうる公開空地・施設が確保されます。

6-2 健幸都市の実現に向けた取り組み

立地適正化計画のまちづくりの理念「誰もが 歩いて快適に暮らせる ずっと続くやさしく健幸なまち・草津」の実現に向けて、同時に進める「草津市健幸都市基本計画」と施策連携を図り取り組みます。

健幸都市基本計画では、「健幸（生きがいをもち、健やかで幸せであること）」をまちづくりの中核に位置付け、地域の担い手である住民が、主体的に健康を維持し、社会参加することで、持続可能で活力ある社会を創るため、都市計画や産業振興等も含め市の総合政策として健幸都市づくりを進めています。

高齢化・人口減少が進んでも住民が「健幸」であるためには、高いリスクを抱える人への適切な対応とともに、生活習慣病や寝たきりの「予防」が重要となり、この実現には、とりわけ一人ひとりの移動を健康づくりにつながる徒歩や公共交通の利用へと転換していくことが重要です。

立地適正化計画では、コンパクトなまちづくりを進め、これと連携した公共交通のネットワークを形成し、徒歩圏内に都市機能を集約化すること、また、居住誘導区域に日常生活サービス施設を充足できるように施設誘導を行います。目標を共有する健幸都市の実現に向けての施策と一体的に推進します。

■草津市健幸都市基本計画の体系



* ライフステージ…人間の一生におけるそれぞれの段階。本計画では、健康日本21の区分に合わせ「幼年期」「少年期」「青年期」「壮年期」「中年期」「高年期」に分けている。

* ヘルスツーリズム…健康・未病・病気の方、また老人・成人から子どもまで全ての人々に対し、科学的根拠に基づく健康増進（EBH: Evidence Based Health）を理念に、旅をきっかけに健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与するもの。